

葛南少年野球連盟 交通費支給規定

(目的)

第1条 本規定は、連盟関係者に対する交通費支給に関して定める。

(対象となる事柄)

第2条 交通費を支給する事柄は、次のとおりとする。

1. 当連盟主催の大会
2. 当連盟主催の各種イベント
3. 当連盟主催の会議
4. その他理事長が必要と認める事業

(対象者)

第3条 本規定に基づき交通費を支給する対象者は、市川市外に居住し直線距離片道20キロメートル以上離れた住居から第2条に定める事業に参加する者とする。

2. 直線の距離の測定は、地図検索サービスによる最短距離を基準とする。

(支給額)

交通費の支給額は、一日あたり500円とする。

2. 同一日に複数回の往復があっても、支給額は一律500円とする。

(附則)

2. 本規定は、令和8年1月1日から施行する。